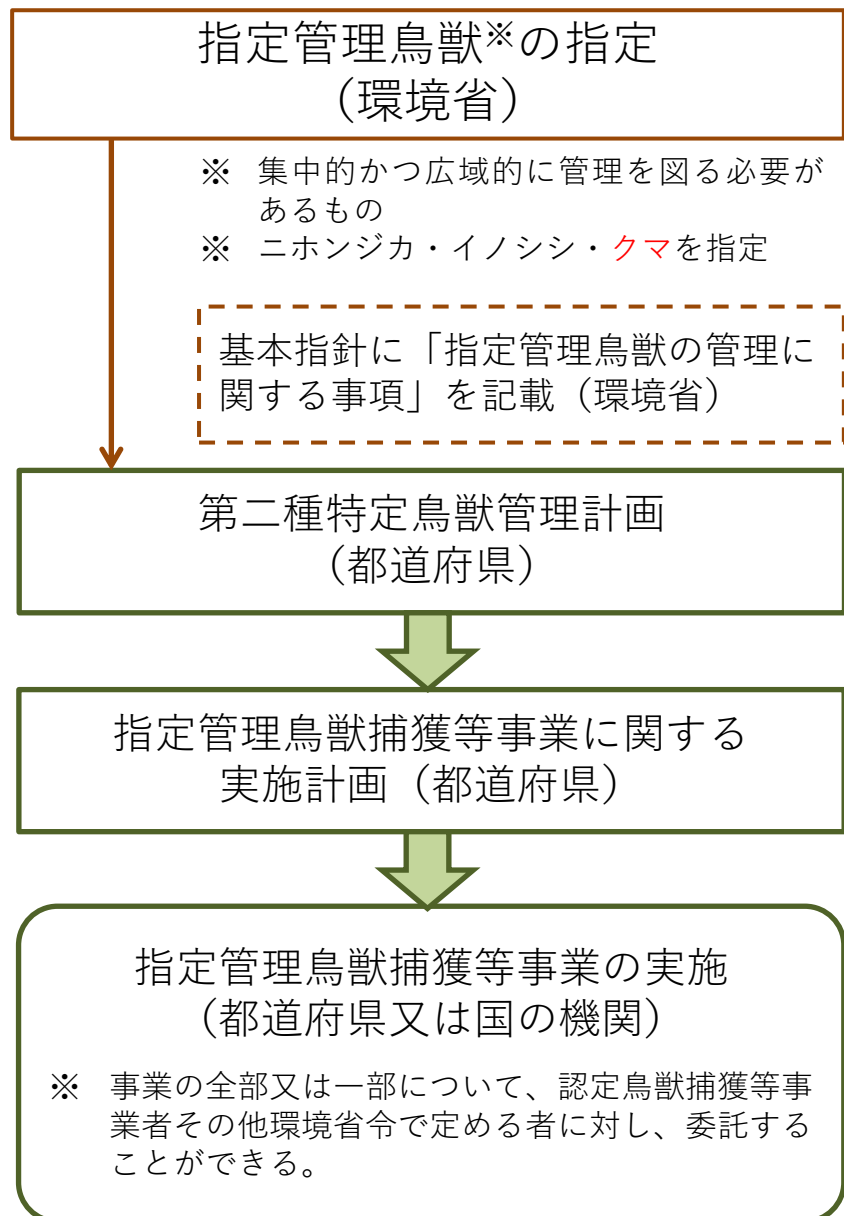


【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-6. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

- ❑ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- ❑ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- ❑ 従事者の適性試験の免除
- ❑ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- ❑ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- ❑ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- ❑ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ❑ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

2-7. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

○ 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、

① **シカ**は、**令和10年度までに**、生息頭数の**平成23年度水準からの半減**を目指す。

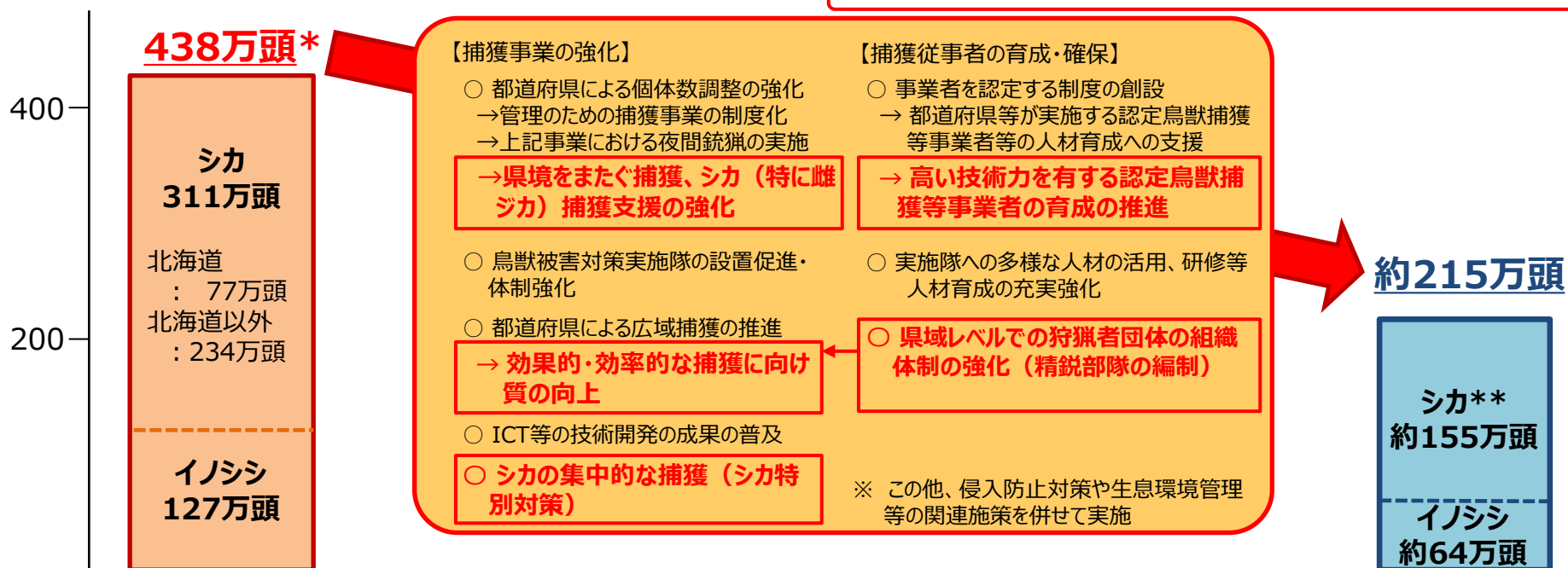
② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

シカ・イノシシ
生息頭数（万頭）



主に以下の3つの捕獲活動を連携し、総合的に推進することで、鳥獣管理対策のより一層の強化

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）による捕獲 鳥獣保護管理法に基づく都道府県が行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）捕獲事業を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）による捕獲 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払活動、捕獲活動等を支援

狩猟による捕獲

狩猟者による捕獲（※狩猟税の減免措置、鳥獣法の改正による取得年齢の引き下げ等で支援）

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・ 都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・ 市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について**積極的な管理**に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業の導入

- ・ 都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
（夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除）
- ・ 国による都道府県への財政的支援の導入
（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金制度の創設）

3 - 2. 各計画の策定状況

令和6年6月25日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3～5年計画))	ニホンジカ	45都道府県
	イノシシ	45府県
	ニホンザル	28府県
	ツキノワグマ	20道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	7県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(令和5年度) (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	39都道府県、1協議会
	イノシシ	24県、1協議会

注:ツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画を2県で策定済み

3 - 3. 鳥獣保護管理の捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者、捕獲者の育成

- 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベント実施（環境省、都道府県）

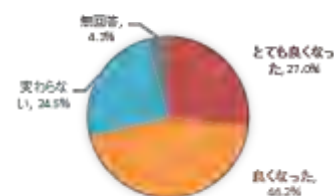
※環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」

では、令和5年末までに33都道府県で開催し、
のべ約9,500人(1会場平均250人)が参加。

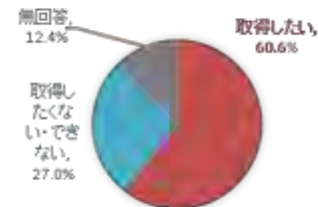
※令和5年度は初めてオンラインで開催。

→フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲
向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与

フォーラム参加後の狩猟のイメージ



フォーラム参加後の免許取得希望



狩猟者、捕獲者の負担軽減

- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除

※平成27年度より狩猟者登録者の6割以上となる有害鳥獣捕
獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減

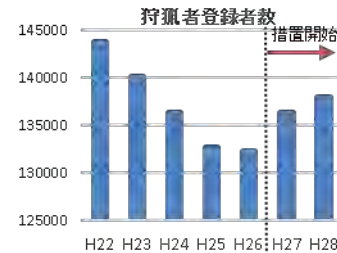
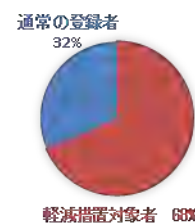
（現在の措置は令和5年4月～令和10年3月末まで。

R6年度以降も延長されている状況）

→減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向
に寄与

- 都道府県等における狩猟者の負担補助制度

狩猟税の軽減措置状況



狩猟の拡大、推進

- 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）
- わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

3－4．専門人材の確保・育成

専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修
- 認定鳥獣捕獲等事業者講習会
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ181名）
 - ・鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
 - ・鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家→民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
→登録者の活用促進事業を実施
（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）
- 都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R5,4時点）
 - ・専門的職員を配置している都道府県数 35 / 47（74%）
 - ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.6人

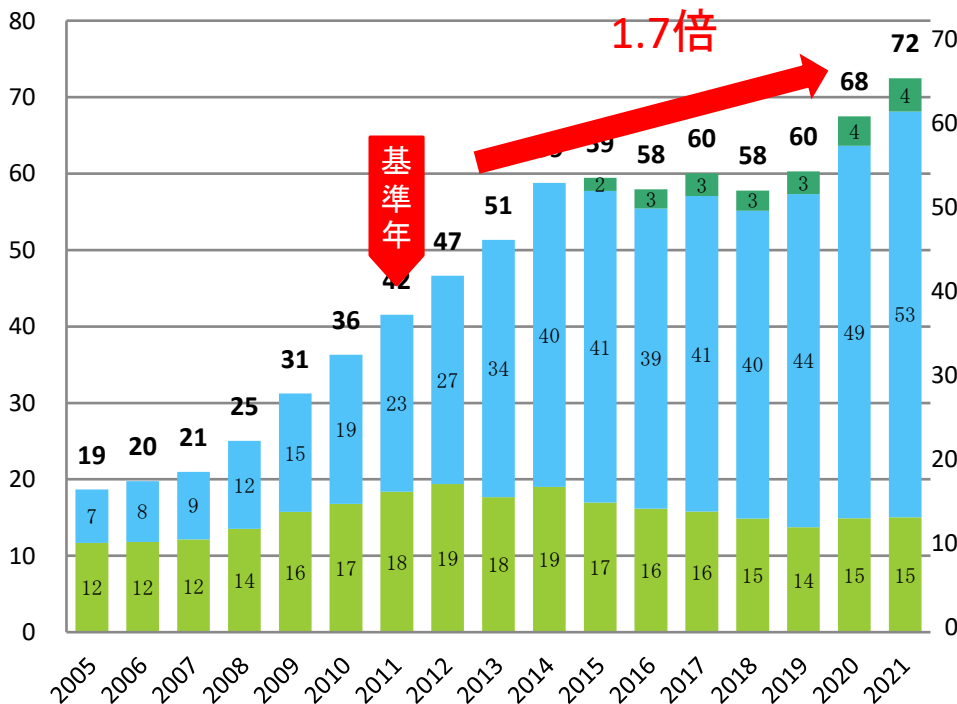
3-5. ニホンジカ・イノシシの捕獲状況

- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

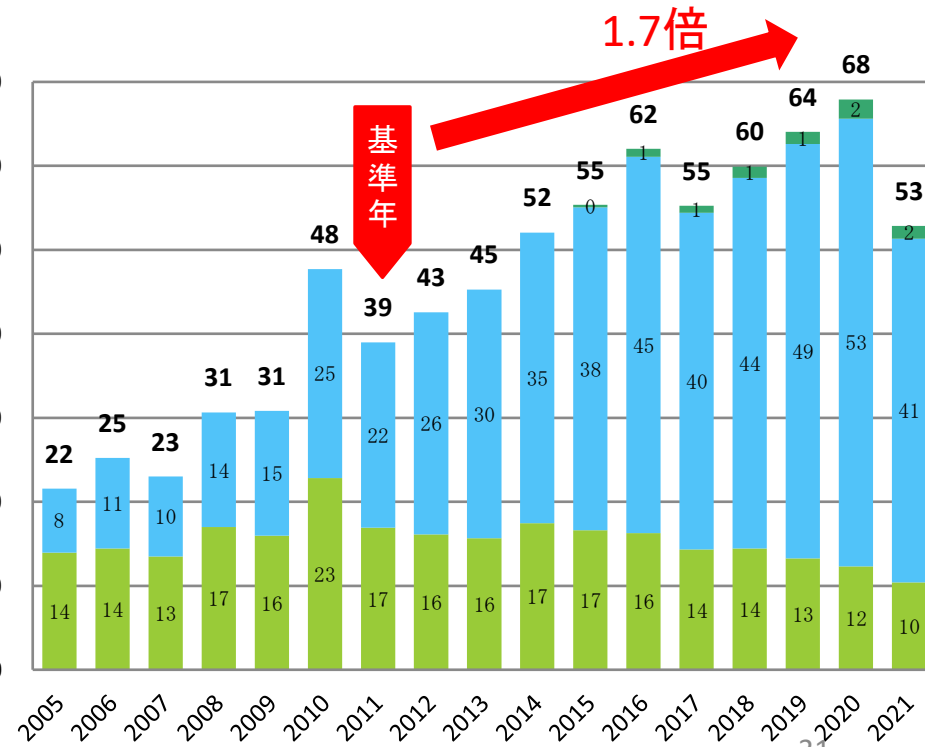
（万頭）

ニホンジカ



（万頭）

イノシシ



■ 狩猟 ■ 許可(被害防止・数の調整) ■ 指定管理鳥獣捕獲等事業